

○復興  
厚生労働省告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第四項及び第三十五条の規定に基づき、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
厚生労働大臣 加藤 勝信

